

公 示 日 : 2023 年 8 月 2 日 (水)

調達管理番号 : 23a00408

国 名 : カンボジア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : カンボジア国トンレサップ湖西部水田における広域的水田水管理システムの確立による温室効果ガス排出削減技術の開発と社会実装 (SATREPS) 詳細計画策定調査 (評価分析)

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 9 月下旬から 2023 年 11 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 8 月 16 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」  
の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
  
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)  
のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査 (SATREPS 案件及び灌漑に関する案件における各種評価調査の実績を高く評価する)
対象国及び類似地域	東南アジア及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

世界の温室効果ガスの排出源のうち、農業・林業・その他土地利用からの排出量は全体の 1/4 を占めており、2016 年に発効したパリ協定における国別、産業別の削減目標（以下、NDC）の考え方に従い、フードシステムを含めた農業分野からの排出削減が各国に求められている。中でも即効性のある方策として CH<sub>4</sub> の排出削減が国際的に注目されており、2021 年の COP26 で発足したグローバル・メタン・プレッジにおいても、この科学的知見が基盤とされ、我が国やカンボジア等のアジアの国々も参加し、CH<sub>4</sub> 排出削減策の社会実装に向けた取り組みを加速している。

農業活動から排出される CH<sub>4</sub> は、主に家畜の反芻胃や水田土壌等の嫌気的な環境から排出され、中でも世界のコメ生産量の約 90%を担うアジアにおいては、水田から排出される CH<sub>4</sub> が国内の主要な人為排出源となっている。水田における CH<sub>4</sub> 排出削減策として、土壌の還元状態の形成を抑える水管理方法（間断灌漑）が既に確立されているが、生産者にとってインセンティブを生みにくいことが原因で、社会実装が遅れている状況にある。さらに、カンボジアでは 2021 年にカーボンニュートラルのための長期戦略が策定され、農業分野における重要な緩和行動として間断灌漑技術の開発が挙げられているが、具体的な取り組みは現状なされていない状況にある。これらの課題を解決するために、カンボジアに適応可能な CH<sub>4</sub> の排出を抑制する間断灌漑手法の確立が求められている。

かかる状況下、カンボジア王立農業大学（以下、RUA）は、水稻の収量を低下させずに CH<sub>4</sub> の排出を抑制する広域的な水管理手法、温室効果ガスの削減量をモニタリング・評価する手法を開発、社会実装することを通じ、カンボジアの NDC 達成に貢献することを目的として、地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、SATREPS）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトは、本邦研究代表機関である国立研究開発法人農林水産業研究センター（以下、JIRCAS）と、カンボジア側研究機関である RUA との協力の下、実施される計画である。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、カンボジア側関係者とプロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意すると共に、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析した上で、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及びDAC評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2023年9月下旬～2023年10月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 本邦研究代表機関や関係者等から、Eメールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。
- ③ 上記①②を踏まえて、調査項目（案）を作成し、JICAと内容の確認を行う。
- ④ カンボジア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員からも意見を収集し、取り纏めた上で質問票（案）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of

Operations) 案を検討する。また、現地協議用資料等の作成に協力する。

⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年10月中旬～2023年11月上旬)

- ① JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行い、議事録を作成する。また、必要に応じて、PDMやPOに関する説明をカンボジア側関係機関に対して行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
    - (e) 当該SATREPS案件の社会実装において果たしうる役割
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html)  
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカンボジア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年11月上旬～2023年11月下旬)

① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や DAC 評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート (案) に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ DAC 評価 6 基準 (妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年11月24日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表 (案) (和文)

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

③ 議事録 (担当分) (和文)

④ PDM・PO (案) (英文・和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022年4月-2023年4月追記版)」の「X. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄仁川⇄プノンペンを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 10 月中旬～11 月上旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究評価 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 研究総括 (JIRCAS)

オ) 研究企画・研究調整 (国立研究開発法人科学化学技術振興機構)

カ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄クメール語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントに

よるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 提案書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また



現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。  
なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上